

月報

1983:3 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈 目 次 〉

(1983年3月号)

シンガポールの外国人消費者物価……((社) 日本在外企業協会) ……	杉野 一夫 ……	1
バタム島開発の状況 …… (Japan Trade Centre) ……	相馬 哲夫 ……	8
海外建設協会設立の足跡とその活動 (Japan Trade Centre) ……	松井 波夫 ……	19
1983年NWC勧告についての調査結果表 ……		27
理事会の動き ……		31
2月～3月の主な経済記事 ……		33
広報欄 ……		36
資料案内 ……		40
編集後記 ……		42

表紙絵：シンガポール日本人学校
中学1年、小久保 圭子さん作品

シンガポールの外国人消費者物価

(社) 日本在外企業協会

杉野 一夫

1. はじめに

シンガポール国際商工会議所 (SICC) がまとめている「Expatriate Living Costs in Singapore」の第20版が先日出版された。本書は、シンガポールに在住している外国人駐在員家族の生活費の現情を明らかにするために、SICCが定期的に発行しているものである。これによると、1982年4月の外国人物価は前年同月比10.8%の上昇率を記録した。

シンガポールのインフレは政府が公表する消費者物価指数 (CPI) によって測られている。CPIは統計局が毎月パンフレットに印刷して発表しており、1部1Sドルで入手可能である。このパンフレットに載っている指数は月間支出額が100Sドルから1,499Sドルまでのシンガポール人家庭を対象に、1977年6月から78年5月までに行った支出調査を基に作成したものである。

シンガポールは世界でも最もインフレの低い国の一つである。独立した65年から72年までのインフレはほとんど無視できる程度の上昇率であった。1973年と74年にはオイル危機によって19.6%、22.3%という激しい物価高に見舞れたが、1975年以降になると、それも著しい落ち着きを見せた。

1981年のインフレは8.2%の上昇率で、80年の8.5%をわずかだが下回った。先進国や近隣諸国の81年のインフレと比較してみると、シンガポールのインフレ抑制策はうまく働いているのが判る。—米国10.4%、英国11.9%、フランス13.4%、イタリア19.5%、スウェーデン12%、インドネシア12.3%、韓国23.3%、マレーシア9.6%、フィリピン11.8%、タイ12.7%、香港15.4%、台湾16.3%—

リー・ワアン・ユー首相が行なった今年の年頭メッセージによると、1983年のインフレ上昇率は2-4%になると予想されている。シンガポールの昨年のインフレは3.9%で、アジアの中では日本について2番目に低い物価上昇率であったが、今年はこれが更に鎮静化されると思われる。従って外国人物価指数も横這い、あるいは多少弱含みに推移するものと期待されている。

2 食 品

シンガポールの日系スーパーマーケットであるヤオハンには日本食品が数多く揃えてあり、食物で苦勞することはシンガポールではまずない。ローカル料理も豊富なので、むしろここでの食生活を楽しんでいる人が多い。

日本食品が日本と比べて高値になっているのは仕方のないことだ。運賃や税金が加わって、一般的には1.5倍ぐらいの値段になっている印象だ。しかし食パン、肉、たまごなどシンガポール人の食生活に結びついている品目は日本より安値だ。（付表1参照）

3. 光熱、水道、電話

シンガポールの電気、水道、ガスはPUB (Public Utilities Board) が管轄している。冷房付の寝室が3部屋ある住宅に住むと、ゴミ収集料も含めて、PUBへの支払いは1カ月400Sドルぐらいと見られる。

電話料金は、家庭用が年間200Sドルで、会社用が300Sドルである。公衆電話からの国内通話料金は10セントである。

4. 住 宅

家賃は通常、場所、家のタイプ、サイズ、家具、娯楽施設の有無などの条件によってまちまちである。郵便番号9、10、11の地区は町に近く、住宅地として最も人気がある。一般アパートは、1カ月の家賃が2,000ドルから3,000Sドルぐらいである。プール、テニスコート等の娯楽施設を備えた豪華マンションやアパートは3,500Sドル以上。家賃が4,500Sドルから8,000Sドルもする超デラックス・マンションやアパートも珍しくなくなってきた。

バンガロー・ハウスは1カ月4,500Sドル以上。セミ・ディタッチそし

てテラス・ハウスは2,100 Sドル以上となっている。町から離れた少し不便な場所なら、家賃は当然安くなり、月2,000 Sドル以下の家もないわけではない。（付表2 参照）

5. 医療

シンガポールはアジアで最も清潔な都市の一つだという評判を得ている。医療設備もよく、熱帯病もよくコントロールされている。

シンガポールには約2,200人の医師がいる。1090人の人の医師がいる勘定だ。この割合は日本で言うと、埼玉県、千葉県あたりと同じである。日本語のわかる医師も14、5名いる。

医師の資格や病気にもよるが、開業医に診て貰った場合、初診料は次の通りである。

- 一般医 (General Doctor) 20-45 Sドル
- 専門医 (Specialist) 35-50 Sドル

又、入院費は国立病院が1月80 Sドル、民間の場合は下記の通りである。

<一例>

	Mt. Elizabeth Hospital	Gleneagles Hospital
個室	\$ 160	\$ 190
2人室	\$ 90	\$ 125
4人室	\$ 70	\$ 75

更に手術費として800 Sドル以上が加算される。

私立病院で出産すると、正常分娩の場合は約3,000 Sドルぐらいである。

6. 教育

シンガポールの日本人学校は生徒数、設備に於いて、在外日本人学校の中で世界一だと言われている。全館冷房、特別教室、プール、広い運動場、いずれも理想的な水準だ。

シンガポール日本人学校に入学するには、保護者の所属する企業が日本人会の法人会員であるか否か、会館基金の貸付に応じたか否か等の条件により500 Sドルから3,500 Sドルまでの納入金を納める必要がある。

授業料は小学部が月額140Sドル、中学部が180Sドルである。スクール・バスは45Sドル。

7. 交通費

現在シンガポールの自家用車は約16万6千台で14.5人に1台の割合である。運輸省は道路の拡張や新設を行って交通緩和を計っているが、中央商業地区、工業地区の朝夕の交通混雑ぶりはすでに憂慮すべき段階に達している。政府はこれを重視して、各種の自動車制限策を実施している。このためシンガポールの自動車価格は非常に高い。日本車もここでは日本の購入価格の約3倍である。例えば、ニッサンのローレルが約4万6000Sドル、トヨタのクレシダが約4万8000Sドルである。又中古車は5年ものでも三菱のシグマ1600GSが1万5000Sドル、ホンダのシビックが1万4000Sドルと、日本で購入する新車価格と大差ない。しかし、バス、タクシーの外にこれといった交通機関のないシンガポールでは、外国人駐在員にとって車は必需品と言ってもいいだろう。従って自動車の購入は家賃とともに、日本人駐在員の頭痛の種になっている。

8 おわりに

シンガポールの一般家庭を対象にしている消費者物価指数がCPIと称されるのに対して、本国国際商工会議所が発表する外国人物価指数はEPIと呼ばれる。EPIは、月給が3,000~5,000Sドル（諸手当は除く）で少なくとも子供が1人いるという家族構成の外国人駐在員の生活費の状況を調べたものである。CPIとEPIを比較すると、双方の間にはかなりの違いのあるのが判る。これは一時的に滞在する外国人と一般シンガポール人とは消費のパターンに相違があるからだ。

外国人物価の場合、住宅費の指数が目立って大きな比重を占めているため、EPI全体の動きも家賃の動向に著しく左右されている。又EPIはCPIより速く上昇する傾向にある。

シンガポール国際商工会議所の「Expatriate Living Costs in Singapore」第20版によると、住宅、娯楽、教育・医療が目立った上昇率を記録し、それぞれ13.1、17.5、11.3%と10%を突破した。

食品も 9.7 % と高い値上り率を見せたが、あとの項目については低率に抑えられた。

統計局の数字によると、1982 年 4 月の C P I は、前年同月比 5.4 % の上昇であった。その期間の E P I は 10.8 % であったので、C P I のちょうど 2 倍ということになる。シンガポール政府の発表では、1982 年の消費者物価の上昇率は 3.9 % であったので、同年の E P I は約 8 % の上昇があったものと推測される。

シンガポール在住外国人

物 価 指 数

(1975 年 4 月 = 100)

	81 年 4 月	82 年 4 月	上 昇 %
食 品	138.7	152.1	4.7
衣 料	133.1	139.3	4.7
住 宅	155.8	187.6	131
交通・通信	150.5	150.9	0.3
サ ー ビ ス	136.6	144.1	5.5
娛 楽	127.6	149.9	17.5
教育・医療	147.9	164.6	11.3
化 粧 品	128.2	134.7	5.1
雑 貨	126.6	133.8	5.7
全 体	150.5	166.8	10.8

出所：Expatriate Living Costs in Singapore

追記、日本在外企業協会シンガポール相談所ではシンガポールの生活事情をとりまとめた日外協（JOEA）ハンドブッカー生活編一の第 3 版を昨年 12 月に発行しましたので、更に詳しい情報がご入用でしたら、本協会にご連絡下さい。

付表（１）食品

品 目	銘 柄	数 量	80年2月	81年1月	82年2月	83年2月
食パン	白トースト用 コールドトースト	400g	0.70	0.74	0.78	1.10
米	オーストラリア米	3kg	4.09	5.00	5.25	4.80
即席ラーメン	サッポロラーメン	100g	1.00	1.00	1.00	1.00
牛 肉	ヒレスステーキ ニュージーランド	1kg	29.70	32.00	22.00	27.90
牛肉ヒキ肉用	ニュージーランド	1kg	9.70	13.80	9.70	12.00
豚肉ヒレ		1kg	11.50	11.20	10.60	14.80
鶏 肉	ブロイラー丸身	1kg	7.20	7.20	9.50	5.90
ソーセージ	フレッシュ フランクフルター	1kg	12.00	13.90	14.00	16.00
牛 乳	マグノリア	250ml	0.59	0.89	1.00	1.10
鶏 卵		1	0.18	0.18	0.20	0.175
バター	マグノリア	225g	1.19	1.65	1.49	1.40
レタス		1kg	6.50	7.25	7.00	7.00
ミ ソ	タケヤ	1kg	5.00	5.00	5.00	5.00
しょう油	キッコーマン	1.8L	5.97	5.97	5.80	5.80
砂 糖	SIS 上白糖	1kg	1.20	1.35	1.85	1.25
ビール	アンカー	350ml	1.34	1.50	1.58	1.68
ウイスキー	ジョニ黒	760ml	37.99	43.49	44.59	44.59
ブランディ	クールボアージェ VSOP	760ml	38.20	38.89	38.99	40.50

付表（２）家賃

地区	住 宅 名	タ イ プ	家賃（Ｓドル）		
			81年2月	82年2月	83年2月
オーチャード・ロード周辺	Hilltop	アパート	3,500	2,800-3,500	2,500-3,000
	Lloyd Court	アパート	2,800-3,200	2,500-2,800	2,500-3,000
	Cavenaugh Court	アパート	3,000	2,500-2,800	2,800-3,200
	Devonshire Court	アパート	2,700	2,000-2,500	2,500-3,000
	Grange Heights	アパート	3,500	3,500-4,800	3,500-4,000
	Hill Court	アパート	3,600	2,500-3,800	3,500-4,000
	Pacific Mansion	アパート	2,000	1,500-2,500	1,600-2,000
	Jalan Jintan	アパート	2,300	2,500-3,000	2,300-2,800
	Killyney Apart	アパート	2,700	2,000-2,500	2,000-2,500
ホーランド・ロード周辺	City Towers	アパート	2,600	2,600-3,200	3,000-3,500
	Ridgewood	アパート	3,800	3,500-4,500	3,500-4,500
	Pandan Valley	アパート	3,200	2,800-3,500	2,500-3,500
	Lews Court	アパート	1,800	2,200-2,800	2,000-2,500
	Taman Serasi	アパート	2,400	2,000-2,800	2,000-2,500
	Namly Park	テラス	2,000	3,000-4,000	2,500-2,800
	Henry Park	テラス	2,200	2,200-2,800	2,500-3,000
	Six Avenue	セミ・ディタッチ	2,500-3,000	2,500-2,800	2,500-3,000
	Coronation Road	セミ・ディタッチ	2,900	2,900-3,000	3,000-3,500
ブキ・ティマ・ロード周辺	Off Holland Road	パンガロー	6,500	4,800-7,000	5,500-10,000
	Hillcrest Arcadia	アパート	3,500	3,500-5,000	3,500-5,000
	Lion Towers	アパート	2,700	2,200-2,800	2,200-2,500
	Mandaly Towers	アパート	2,700-3,000	2,300-2,500	2,000-2,500
	Watten Estate	テラス	2,400	2,200-2,500	2,500-3,000
	Hillcrest Park	テラス	2,400	2,200-2,500	2,500-3,000
	Watten Estate	セミ・ディタッチ	3,200	3,000-3,500	3,500-4,000
	Hillcrest Park	セミ・ディタッチ	2,800	3,000-3,200	2,500-3,000
	Oei Tiong Ham Park	パンガロー	5,000	5,800-7,500	6,000-7,500
その他	Off Dunearn Road	パンガロー	7,500	4,500-5,500	5,000-6,500
	Hin Seng Garden	アパート	2,500	2,500-3,500	2,500-3,500
	Sherwood Towers	アパート	2,800	2,800-3,200	2,500-3,000
	Pasir Panjang	アパート	2,300	2,300-3,300	2,200-3,500
	Katong Area	アパート	2,100	2,500-2,800	1,500-3,200
	East Coast	テラス	2,200	1,800-2,500	1,200-2,000
	Faberhills	テラス	2,600	2,500-2,800	2,500-3,000
	Cheng Soon Garden	テラス	2,400	2,400-2,800	2,500-3,000
	Hong Leong Garden	セミ・ディタッチ	3,600	2,400-3,000	3,200-4,000
	Eng Kong Park	セミ・ディタッチ	2,500	2,000-2,500	2,500-3,500
	Toh Tuck Garden	セミ・ディタッチ	3,200	3,500-4,500	2,500-3,500

Batam 島 開 発 の 状 況

JAPAN TRADE CENTRE (JETRO)

相馬 哲夫

Batam 島 はシンガポールから東南の方向約 20KM、丁度シンガポール海峡をはさみシンガポールの対岸に位置している。この Batam 島がシンガポールとほぼ同じ地理的条件を有していることからインドネシア政府は、この島を第 2 のシンガポールにすべくその開発を積極的に推進してきており、又、この島全体を自由貿易地域に指定する等各種優遇策を用意し外国企業の進出を期待している。この度当 JETRO が、Batam 島見学会を催したのを機会に、この島の自然条件、開発の経緯、開発計画の内容、開発の現状等につき概略することとしたい。

1. 自然条件

Batam 島 は、インド洋と南シナ海、太平洋とを結ぶ航路の要地、シンガポール海峡の南側に位置し、シンガポールから船で約 30 分、ヘリコプターで約 15 分のところにある。島は入江の多い複雑な形状をしており東西 26KM、南北 22.5KM、面積 415km² でシンガポールの約 2/3 の大きさである。

又、全体的に平坦な島で最も高い所で海拔 160M 程度で大部分がジャングルとなっている。

気候は一年を通じ安定し、気温は 18~34℃、湿度は平均 84%



で11月から1月迄は雨期となり年間降雨量は約2400mmである。海流は、比較的緩やかで常に海岸線と平行に流れている。島全域の満潮と干潮の差は約1.75M、風は殆んど北北東の風であるためシンガポール側からの高波が過去2.3Mを記録したこともあるが、通常最大1.5M程である。人口は現在約27,000人程で大部分が漁業農業に従事している。

2 開発の経済

バタム島開発の歴史は、1960年代後半インドネシア国営石油会社プルタミナが、石油の内外需要の増大に伴ないジャカルタ港での石油開発機器、資材の取扱いが限界に達し、これに代わる適地をこのバタム島に求めたことに始まると云える。1970年バタム島をインドネシア工業開発の一大拠点とすることがスハルト大統領により承認されバタム島のマスタープランの作成がプルタミナ、パシフィックペクテル及び日商岩井の3者でなされ1972年に完成した。

1973年政府はこのマスタープランを承認しその実施機関としバタム島工業開発公社(BIDA)の設立、港湾、道路、ダム、税関、移民局等の事務所、病院、宿舎等の建設が着手された。しかしながら1973年のオイルショック、その後のプルタミナ総裁の交代によりこれらの工事は中止された。1976年に至り中断されていた工事の再開をみ、民間投資も徐々に拡大していった。1977～78年インドネシア政府の依頼により、米国コンサルタント会社CRVXが、バタム島の投資環境、インフラの現状、今後必要となるべき中長期的検討課題等につきスタデイを実施した。これは、従来バタム島の開発が石油指向となりがちだったのを是正しバタム島を自由貿易地域とした総合的開発の方向を打出した。1979年BIDAのチェアマンDr. HABIBIEは、2004年迄の25年間に互る開発計画(土地利用を

含む総合開発計画）を発表した。この間1978年には、 Batam 島全域が自由貿易地域に指定されている。1980年、従来競合相手となる Batam 島開発に慎重であったシンガポール政府は方針を変更しシンガポールと Batam 島が相互に協力し、1つの経済ユニットとなるべき事を表明し、10月末インドネシア政府間で Batam 島開発に関する経済協力協定に調印した。これによりシンガポール政府は、 Batam 島開発に伴う民間投資の促進、物流、金融、税制等各方面による手続の簡素化、二重課税の防止を図る等の措置をとる、こととなった。 Batam 島の開発は、DR. HABIBIE の公社総裁への就任、総合開発計画の完成等により1980年代に本格化することとなった。

3. 開発計画の内容

1979年4月、2004年迄の25年間に互る Batam 島開発の総合開発計画が発表された。それによると開発計画は同島を5つの主要な開発地域に分けられている。

- ① バトウアンパル地区：石油、軽工業用の工業地区、中継貿易地区。
- ② セクパン地区： 小規模企業、造船修理、中継貿易及び農業関連産業のための輸出加工地区。
- ③東海岸地区：重、軽工業の中心地区。
- ④タンジョン、ウンカン半島（セクパンの南東部）地区：木材加工業の中心地区。
- ⑤ノンサ（島の北東部）地区：リゾート、観光地区。

これらは、 Batam 島の地理的条件を踏まえ設定されたものであり、特に輸出を念頭においたインドネシア天然資源加工産業、部品組立産業等の育成及び中継貿易基地としての機能の開発強化を狙っているものである。更にシンガポールとの関連に於て、ウリストリゾート、ホリ

デイリゾートとしての環境整備を掲げ1980年末迄には年間80万人もの観光客を受け入れれる規模のものを設走している。以上5つの主要開発地区を設定しているほか効率的開発のため島内に3ヶ所の中心地を設定し、これら3ヶ所のセンターを基軸とした開発計画を立てている。

①センターA（中心地バトウアンパル）

ここでは、中規模工業地区及び現存している港湾の拡張等が計画されている。現在港の付近及び東側地区で70社以上の企業が操業中であるが（日本のトーヨーカネツもこの地区）、これらを含め将来197ヘクタールの工業地区が予定されている。バトウアンパル港は現在3,000DWT級の船舶が接岸可能だが将来は10,000DWT更に35,000DWT級まで拡張され、貨物取扱量も30万トンに達するものと思われる。現在倉庫としては屋内が9,000m²、屋外が18,000m²の規模のものがある。ムカ・クニンはこの地区の居住区及び政府関係機関用事務所地区と計画されている。このA地区は島内でも最も早く開発が始まった地区である。

②センターB（中心地セクパン）

セクパン及びその周辺には、早くから貯水施設、電気、通信施設ができており、開発計画では、農業地区及び軽工業地区になる予定である。この地域の内66～70ヘクタールが、港湾関係事務所、商業用地に又、390ヘクタールが居住地区に割り当てされる。インフラとしては、3.5MWの発電所4基が設置予定となっている他、港として現在30,000DWT級の船が接岸できるよう建設中であるとともに将来6,000DWT又、35,000DWT級へ拡張の予定である。倉庫としては、現在屋内で9,000m²の規模である。工業地区としては、テロックセニンバに小規模造船所、タンジョンリアの東

側に冷凍設備、屠殺場等の設備を有する畜産業が予定されている。
又早期栽培、園芸等の農業、漁業の生産加工も予定されている。

③センターC（中心地、ノンサ）

当センターは3ヶ所のうちでメインセンターになるもので、重工業地区、港湾、空港が計画され、道路網も完備されることになっている。工業地区は約47ヘクタールで日産30万バレルの石油精製施設や石油化学工業を主体とする重工業が予定されている。港湾施設も島内で最大規模のものが計画され、カピルにはコンテナターミナルが又石油精製地区には20万DWTタンカーが接岸可能なバースも計画されている。倉庫貯蔵施設とともにこのセンターには観光保養地区も入っているので、旅客ターミナルも建設されることになる。空港施設は、800ヘクタールの用地が予定され将来はジャンボジェット級の乗入れも計画されている。

こうした計画を遂行すべくインドネシア政府は、この程 Business Line List（投資優先業種）を発表している。必ずしも系統だった整理ではないが概略以下の通り（注1）。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1)食料・飲料水 | (11)通信装置 |
| (2)建築用セラミック資材 | (12)応用電子装置 |
| (3)セメント、石炭岩製品 | (13)光学機械 |
| (4)ゴム加工及び生産 | (14)産業用電子 |
| (5)セラミック | (15)木材、金属加工機械 |
| (6)プラスチック | (16)各種建築物（含石油、天然ガス
関連） |
| (7)金属製品 | (17)その他製造業（玩具、香水等） |
| (8)事務機器 | (18)ホテル |
| (9)機械電子部品 | (19)その他サービス（海運、倉庫、
保修等）。 |
| (10)家電製品用部品 | |

以上のような業種につき海外からの投資を期待していると云えるがこのリストになくともバタム島の開発に貢献できるものであれば受け入れられるとされている。尚海外からの進出には、最低20%の現地資本が必要とされるとのことである。

4 開発の現状

バタム島に現在進出し操業中の外資系企業は約10社で、大部分がバトゥアンパル地区に集中している。日系企業のトーヨーカネツがここで貯蔵タンクや海洋構造物の製作を行っている。外資系企業ではこの他6社程が建設中で又他の6社程が投資希望を表明している。これら企業は、海洋構造物、掘削機器、機械加工、高圧容器、自動車部品等からホテルホリディリゾート等多岐に互っている。地場資本（インドネシア）の企業は、銀行、海運、旅行等を含め約40社程が操業中である。しかしどちらかというと現在は未だ道路、電気、水道、通信等のインフラの整備充実に重点が置かれており本格的企業進出は今後にその多くが期待されている状況にある。

通信関係では、通信衛星の地上局、島内外の電話交換センターがあるため、日本を含む外国とのテレックス、電話については問題ない。又島内電話も主要地区間は問題ない様である。更に1983年中旬頃迄には、国際直通電話も可能になる予定である。

道路は、セクパン、バトゥアンパル、カビル間は、一部工事中の箇所はあるものの大概完成している状況である。現在飛行場へのアクセス道路、南の環状道路が工事中であるが、本年中には、完成の予定で、全ての主要ポイント間の道路は完成する計画とされている。飛行場は、建設中で現在滑走路が2500M迄完成し、この後500M延長し本年末迄には3,000Mとなり、DC-9級の飛行機の運行が予定されている。

港湾施設はセクパン、バトウアンパル カピルの 3 ケ所とも 3000DMT 級の船舶が接岸できる。この中でバトウアンパルが延長約 1KM と最大の埠頭を有し施設も最も整備されている。将来これらの港の拡張とともに特に東部に、数 10 万 T 級の船が接岸可能な多目的港を建設予定でその F S が最近終了したところである。

水供給については、現在スンガイバロイダムがバトウアンパル地区に毎秒 30ℓ、スンガイハラパندانダムがセクパン地区に毎秒 70ℓ、ノンサ貯水地が島の北東部に毎秒 10 ℓ 各々供給可能である。この他ムカクニンダム、スンガイラデイダム及びデュリアンカンの 3 つのダムが建築中である。水の供給は将来以上の 6 ケ所から供給の予定で全て完成すると 1日 50 百万ガロンの供給が可能となる。

電気の供給は、現在バトウアンパル地区 7.5MW セクパン地区 2MW、カピル地区 1.25MW 他 1MW の供給能力であるが、本年中には 14MW が付加され計 25MW の能力を有する予定。尚将来天然ガス、石炭を利用する計画がスタディ中である。

5. 投資優遇策等

種々の優遇策は外国投資法に規定され概略以下の通りである。

- ① 優先業種に該当する新規進出企業に対しては、生産開始から最高 6 年、最低 3 年の間法人税免除。
- ② 上記期間株主への配当金、払込資本金への非課税。
- ③ 法人税免除の適用を受けられない企業に対しては、当初 4 年間は投資額の 5 % が所得金額から税務計算上控除、欠損金については創立後 6 年以内は繰越制限なく、それ以降も税務上 4 年間繰越可能。
- ④ 固定資産に対する特別償却の付与
- ⑤ 企業の繰業に必要な機械装置等の固定資産への輸入税の免除。

⑥進出企業が輸入する以下の物品に対する輸入税の免除。

(イ)操業開始に必要な機械設備、補修部品類。

(ロ)生産開始から2年以内の間の生産に必要とされる原材料、副資材。

(ハ)工場建設資材

(ニ)規定により定められている事務用備品。

(ホ)外国人スタッフの個人使用する財産で規定により定められたものの(除、自動車)。

(ヘ)外国人スタッフの衣服、食品その他消費材で月1人当たり50米ドル(FOB)又は家族当たり100米ドルまで。

⑦外国為替については通常の為替レートでの外国送金可能。

⑧インドネシア政府は、いかなる企業に対しても国有化したり所有権を撤回したり経営への干渉を行わないことの保証。

以上が外国投資法の概略であるが、バタム島全域が保税地区に指定されておりそれに関し幾つか規定がなされている(注2)。

次に用地取得に関しては、全てリース契約であり、その条件は各々次の通りである。

工場用地	1 m ² 当り	1,600 RP	30 年間
住宅用地	"	2,000 RP	"
サービス	"	2,500 RP	"
業用地			
農業用地	"	800 RP	25 年
牧畜用地	"	400 RP	"
漁業用地	"	400 RP	"

いづれも期間延長認められ、5回程の分割払いも可能である。

以上が優遇策の概要であるが、この Batam 島開発に携わる関係機関に関し簡単に述べる。

関連機関としては、Batam 島工業地域管理委員会 (Supervisory Body of Batam Island Industrial Zone)、Batam 島工業開発公社 (Batam Industrial Development Authority) 及び Batam Co. (Batam Corporation) がある。管理委員会は、国家開発委員会議長である統合大臣が議長を努め関係各省大臣から構成され、Batam 島開発に係る基本的事項の指示、関係省庁間の調整、公社の管理等を任務とし、公社は、Batam 島開発の実務面を担当し、具体的開発プランの策定、土地利用の割当、投資企業に対する各種サービスの提供等を実施している。Batam Co. は、国策会社であり、会社所有の倉庫の管理、Batam 島保税区の物流の管理、一部地区の輸入税の徴収等がその任務である。尚投資に関する全ての事項については、投資申請を含めすべて Batam 島工業開発公社にコンタクトすることができる。

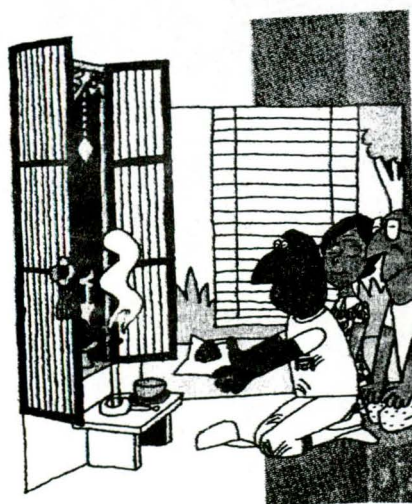
6. 今後の見通し

インドネシア政府は、1978 年以来 710 億 R P 以上を Batam 島の開発に注ぎこんできたと云われているが、従来その開発のテンポは偽わらざる所緩慢だったと云える。このような実状を踏まえハビビ総裁は Batam 島開発の Take Off は過去にはなく 1983～84 年がその時期と述べているものであろう。インドネシア政府の財政状態を考慮するとき今後計画通りの進捗が期待できるか多少疑問なしとしないが、今回見学した限りに於ては、数年前訪問した人の話と比較すると進展の跡が感じられ、順調に進めばこの 2 年程で基本的なインフラは最初のステップとして整備されうるのではないかと期待される。Batam 島への投資を考慮した場合インフラの進展度合とともにインドネシアのプリブミ政策などのリスクも考慮すべき一方、

シンガポールに比し低賃金労働力の確保が可能といったメリットもあり、更に将来は、石炭センター、天然ガスパイプラインの敷設といった計画も動き出している。いづれにしてもこの島の開発は長期的、息の長い計画であり、シンガポールの今後の動向とからめ長期的視点に立脚した投資判断が求められよう。現在1社しかない日系企業が続々進出し、この Batam 島が将来日本——インドネシア経済交流の重要な位置を占めることを期待しているものである。

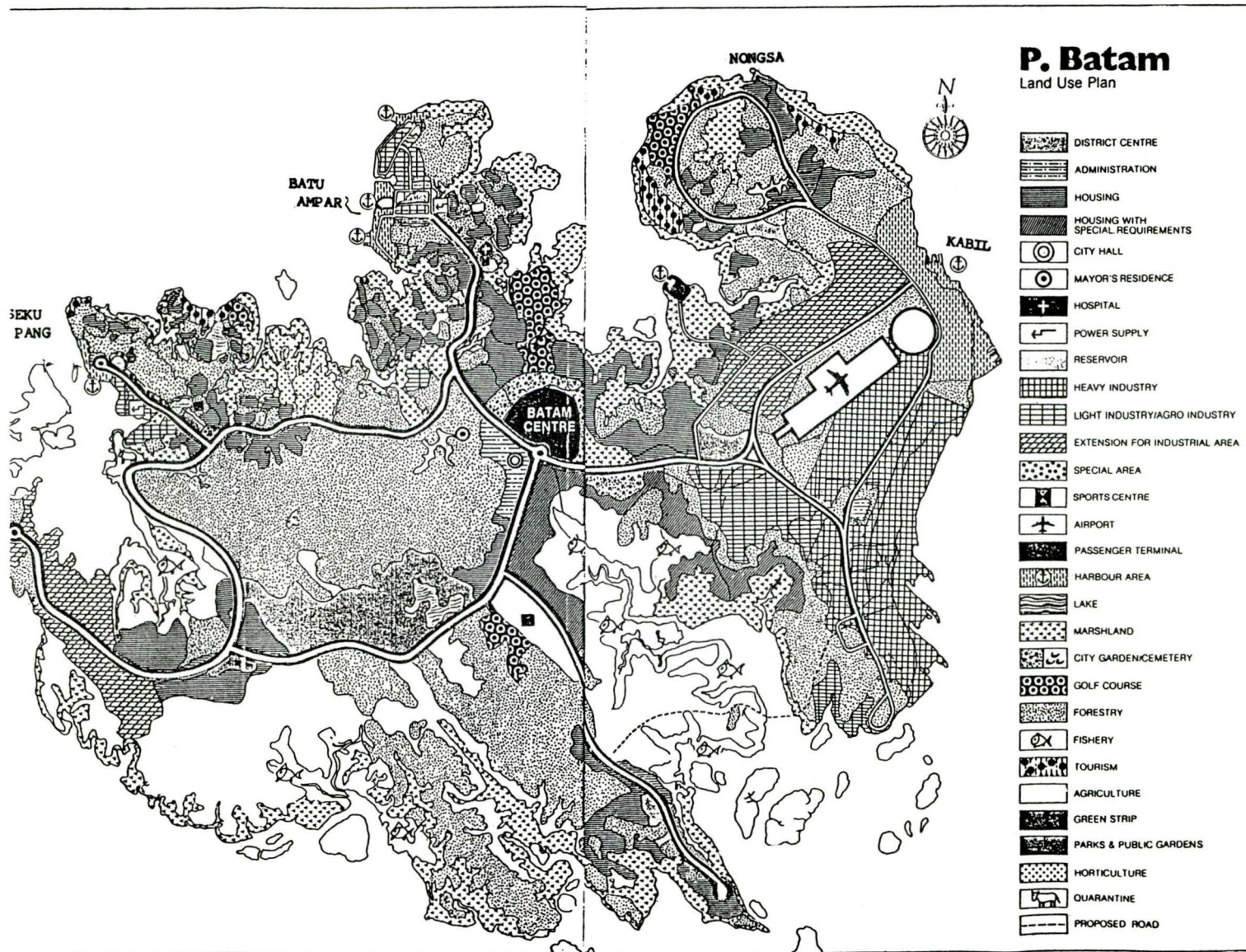
(注1) 詳細は、“Business Line List For Capital Investment in Batam Island”
1982/83 参照。

(注2) 詳細は、“The Batam Development Program” 参照。



土は土でも

土は辛い、しょっぱい。
球児たちの汗と涙を吸い
込んだ甲子園の土。かつて
は涙とともにそっとポケッ
トにしのばせたものだが、
近ごろはビニール袋持
参のチャッカリ組も。「土
一升、金一升」の時代、
生臭くないのはこの
土ぐらいでは。



海外建設協会設立の足跡とその活動

JAPAN TRADE CENTRE

松井 波夫

ここ数年の建設業の海外活動には目をみはるものがあり、海外工事受注額も7000億円をこえる規模に急成長し、今日海外工事は曲りなりにも「建設輸出」として輸出産業の一角に定着しようとしている。わが国建設業の海外建設工事は、昭和29年以降の賠償工事に開始されたとされているが、戦前にも活動の記録は残されている。

わが国海外建設のたどってきた足跡を、海外建設協会の設立まで、簡単に紹介することにする。また、参考までに最近5カ年間の海外建設受注実績を掲載します。(後掲別表(1)、(2)参照)

戦前のわが国建設業の海外進出は、戦争の際の軍夫供給請負は別として、明治30年代になってから、韓国の京仁鉄道工事が最初とされている。京城〜川間を結ぶ京仁鉄道は初めモールズというアメリカ人の鉱業家が工事を開始していた。しかし、この工事は、順調に進まず、日本の財界人有志が京仁鉄道引受人組合を結成し、いつさいの権利をモールズから買収し引受人組合に組織を京仁鉄道合資会社に改め、全線にわたって工事をやり直すことになった。この工事に当たったのが鹿島組で、明治32年着工、同33年年に竣工した。これは日本の建設業者が外地で施工した最初の記録だとされている。

ほぼ同時期に台湾においても基隆〜高雄間約400Kmの縦貫鉄道が明治32年〜41年の10年計画で着工された。総工費2880万円の巨額なものであった。施工に当たったのは、有馬組、大倉組、久米組、佐藤組、志岐組、吉田組の7業者で、明治30年代では鉄道請負業者としては、最高峰の陣容であった。その後も、韓国内の鉄道工事には、京釜鉄道、京義鉄道の建設ブームによって国内不況の苦しさから活路を求めた業者の進出が相つぎ、日露戦争、日華事変などの戦争の拡大に伴って各地へと拡大していった。

この時流の中であって、唯一の商業活動を国際的規模で展開しようとした企てがあった。昭和12年建設業者の有志、清水揚之助、竹中藤衛門（いずれも故人）を中心に、大林組、清水組、竹中工務店、間組の4社が参加、出資して匿名組合共栄会を設立した。共栄会は中南米および東南アジアを市場対象とし、商業活動による海外工事進出を目的としたわが建設業最初の組織でもあった。共栄会は、見積、入札、設計、監理を担当し、工事は参加各社が分担して責任施工にあたる方式をとり、無用の競争を避け一致して目的遂行にあたらなければならない、という理念であった。

関係者の努力によつてメキシコで道路舗装工事を受注したほか、国際入札によつてブラジルでは水力発電所工事を、タイでは道路工事を受注し施工した。昭和16年には、共栄会の充実を計るため、鹿島組、鴻池組、銭高組、西松組の4社が新たに参加して海外土木興業株式会社に改組し、いつその発展を期したが、第2次大戦の激化により挫折するという悲運に見舞われた。しかし、この先駆者達の描いた夢は、まさしく今日の「建設輸出」であり、この理念は戦後の荒廃期にも枯れることなく、再び賠償工事進出を契機として芽吹くことになる。

昭和29年、わが国の海外工事は、賠償工事をきつかけに開始された。ビルマのバルーチャン第2水力発電所建設第1期工事である。

その後、戦後9年を経た建設業界は、わが国経済の発展にともなう、各企業の資本、技術、経営能力などの充実ぶりはめざましく海外進出への基盤と余力を蓄え、国際入札へ参加する自信も芽生えていた。それは、国内工事の大型化にともなう新技術の開発、賠償工事やプラント輸出などに対する関心の高まりによって裏付けされたものであった。そして、新生面を開拓するため、海外進出を意図する業者の間には、新機関を望む声が急速に高まつていった。当時、ビルマやタイなど東南アジア諸国から、ひんぱんに建設工事の照会が入り始めたこともあって、業界の窓口統一も緊急の課題となっていた。

こうして、海外進出の拠りどころ、すなわち、現地事情の調査や研究、資料収集をはじめ、情報の交換、建設者、通産省、外務省、大蔵省などの

関係、官公庁、輸出金融機関との折衝を行う機関として、昭和30年に社団法人海外建設協会は設立された。

表1 最近5カ年間の受注実績地域別傾向

(単位：百万円)

年度	地 域 名	本 邦 法 人			現 地 法 人			合 計		
		件 数	金 額	%	件 数	金 額	%	件 数	金 額	%
52	南東・南西アジア	141	106,270	33.5	96	21896	51.6	237	128166	35.6
	中東アラブ	103	169444	53.4	11	8276	19.5	114	177726	49.4
	アフリカ	5	2522	0.8	—	—	—	5	2522	0.7
	中 南 米	20	12918	4.1	40	4633	10.9	60	17551	4.9
	欧 米	14	8020	2.5	30	6004	14.2	44	14024	3.9
	東 欧	5	16658	5.2	—	—	—	5	16658	4.6
	大 洋 州	6	1659	0.5	1	1615	3.8	7	3274	0.9
	計	296	317491	100.0	178	42424	100.0	472	359915	100.0
53	南東・南西アジア	165	264636	59.6	90	8326	19.3	256	272962	55.9
	中東アラブ	78	165953	37.1	13	24964	58.0	90	190917	39.1
	アフリカ	4	3356	0.8	—	—	—	4	3356	0.7
	中 南 米	4	1583	0.3	66	2018	4.7	70	3601	0.7
	欧 米	16	3011	0.7	53	7753	18.0	69	10764	2.2
	東 欧	6	813	0.2	—	—	—	6	813	0.2
	大 洋 州	15	5893	1.3	—	—	—	15	5893	1.2
	計	288	445245	100.0	222	43061	100.0	510	488306	100.0
54	南東・南西アジア	157	146125	30.2	119	40086	75.6	276	186211	34.7
	中東アラブ	91	300442	62.1	2	2778	5.2	93	303220	56.5
	アフリカ	5	4722	1.0	—	—	—	5	4722	0.9
	中 南 米	13	23241	4.6	28	4078	7.7	41	27319	5.1
	欧 米	6	5571	1.2	31	5985	11.3	37	11556	2.2
	東 欧	4	201	0.0	—	—	—	4	201	0.0
	大 洋 州	3	3586	0.7	1	89	0.2	4	3675	0.7
	計	279	483888	100.0	181	53016	100.0	460	536904	100.0
55	南東・南西アジア	186	186146	43.2	140	44173	54.7	326	230319	45.1
	中東アラブ	80	183378	42.6	4	14294	12.7	84	197672	38.7
	アフリカ	10	5149	1.2	—	—	—	10	5149	1.0
	中 南 米	12	42211	9.8	30	9655	12.0	42	51866	10.1
	欧 米	9	8587	2.0	60	11424	14.1	69	20011	3.9
	東 欧	2	38	0.0	—	—	—	2	38	0.0
	大 洋 州	4	4961	1.2	11	1210	1.5	15	6171	1.2
	計	303	430470	100.0	245	80756	100.0	548	511226	100.0
56	南東・南西アジア	192	398030	62.1	106	39315	47.3	298	437345	60.4
	中東アラブ	76	189725	29.6	3	12422	14.9	79	202147	27.9
	アフリカ	10	16520	2.6	—	—	—	10	16520	2.3
	中 南 米	17	31766	5.0	39	8787	10.6	56	40547	5.6
	欧 米	6	3776	0.6	33	20921	25.2	39	24697	3.4
	東 欧	3	90	0.0	—	—	—	3	90	0.0
	大 洋 州	3	811	0.1	7	1727	2.1	16	2538	0.4
	計	307	640712	100.0	188	83172	100.0	495	723884	100.0

表 2

最近 5 カ年間の受注実績国別傾向

(単位：億円)

年度 順位	52			53			54			55			56		
	国 名	件数	金 額	国 名	件数	金 額	国 名	件数	金 額	国 名	件数	金 額	国 名	件数	金 額
1	イ ラ ン	34	448	インドネシア	92	846	イ ラ ク	30	2420	イ ラ ク	30	1175	マレーシア	28	1578
2	イ ラ ク	20	384	イ ラ ク	17	819	香 港	31	607	シンガポール	81	587	イ ラ ク	28	1419
3	サウジアラビア	16	360	香 港	17	788	インドネシア	75	326	香 港	54	432	香 港	44	895
4	インドネシア	79	314	シンガポール	62	745	サウジアラビア	21	305	マレーシア	15	411	シンガポール	73	888
5	香 港	18	277	イ ラ ン	20	574	シンガポール	60	295	インドネシア	82	344	インドネシア	81	337
6	エジプト	9	243	サウジアラビア	14	219	マレーシア	13	210	サウジアラビア	28	327	サウジアラビア	19	318
7	シンガポール	49	197	マレーシア	14	179	フィリピン	27	116	タ イ	31	305	アメリカ	30	218
8	タ イ	34	187	アルジェリア	7	164	ボリビア	2	100	アルジェリア	4	206	パナマ	6	207
9	東ドイツ	2	161	アメリカ	61	90	スリランカ	3	94	アメリカ	52	173	タ イ	28	181
10	マレーシア	10	110	バングラデシュ	1	50	アメリカ	20	93	パナマ	1	152	エジプト	6	145
10位 以下	39カ国	201	918	29カ国	205	409	34カ国	178	803	39カ国	170	1000	38カ国	152	1052
計	49カ国	472	3599	39カ国	510	4883	44カ国	460	5369	49カ国	548	5112	48カ国	495	7238

海外建設協会の活動

国内活動

リスク対策の推進

建設輸出に関するリスクの対策全般及び特別地域対策の推進を図るため、リスク対策推進本部を設け、諸問題の検討、対策の推進を行っております。

制度等の整備改善

建設輸出の環境整備については、外国為替、貿易管理、輸出保険、輸出金融、税制等に関連する諸制度の改善整備を図るため、委員会を設けて研究を行い、関係機関に働きかけています。

海外建設促進基金

昭和52年、建設省からの政府補助金と当協会会員各社からの出捐金を基金として、当協会内に海外建設促進基金が創設されました。

海外建設促進基金の業務は、建設業の海外建設活動を促進するため、事前調査費の助成、資料室の整備、要員の養成などを行うものです。

この基金の活動のメインとなる事前調査費の助成は、海外建設工事の事前調査費用に対して低利融資を行うものです。

海外事情調査

海外建設活動促進に必要な現地事情に関する情報を専門的な立場から迅速かつ的確に把握するため、当協会では、設立当初から政府補助金や委託費の交付を受けて、南東・南西アジア、中東、アフリカ、中南米等の発展途上国を対象に、建設業海外進出の基盤調査や開発プロジェクトの事前調査等を行う調査団を派遣し、情報資料の収集に当たっております。昭和30年から現在までに調査を行なった発展途上国は、60カ国以上に及んでおります。

また、欧米先進諸国に対しても海外進出に関する助成策等に関し幅広い調査活動を行っております。

海外駐在員事務所・海外支部

長期にわたって現地政府及び現地関係機関等との連絡、効果的な情報資料の収集などに当るため、当協会では昭和30年からビルマ、フィリピン、タイ、エジプトに駐在員事務所を設けました。

現在はロンドンとシンガポールに情報収集拠点として事務所を開設しているほか、現地における当協会会員の組織化を図るため、10数カ国に海外支部を設置し、積極的な活動を展開しております。

情報サービス

当協会の資料室では、海外建設に関する各種の情報資料の収集、保管、提供を行い、広く利用できるサービス業務を行っております。特に発展途上国等に駐在の建設アタッシェの協力を得るとともに、10数カ国に及ぶ当協会駐在員事務所、支部等の組織を通じ、海外建設情報のシステム化を図っています。

研修・講習会

海外建設事業に携わる要員養成の強化を図るため、内外の専門家を招聘して、研修会、講習会を開催し、多様化する海外建設要員の確保と養成のニーズに応じる活発な活動を行っております。

海外活動

アジア・西太平洋建設業協会国際連盟

(International Federation of Asian & Western Pacific Contractors Association IFAWPCA)

アジア地域における建設業の民間国際機関として、昭和31年、マニラにアジア・西太平洋建設業協会国際連盟（略称 IFAWPCA）が創立され、加盟国間の建設業活動や建設技術促進に関する交流と理解を促進し、親善を深めるのに大きな役割を果たしております。

現在、アジア、オセアニアの13カ国の代表的建設業協会がこれに加盟しており、当協会はわが国の代表としてこの創設に参画して以来、国際協力のため常に積極的な活動に参加しています。昭和38年及び49年には大会主催団体として、東京において第4回、第13回の年次大会を開催しました。IFAWPCAの年次大会は2年ごとに各国で開催され、なお目的は次のとおり

1. アジア・西太平洋の国々及び地域の建設業者間の国際友好と協力をより緊密にする。
2. 土木建築の技術に関する交流と情報の交換。
3. 各国政府と建設業者間の諸問題の円満な解決を図るため、両者間の関係の改善緊密化に資する。
4. 会員の国々及び地域の法規を重んじこれに従って土木建築プロジェクトの助成に協力する。

世界建設業連盟

(The Confederation of International Contractor's Association, CICA)

昭和49年のIFAWPCA第13回東京大会において、アジア・西太平洋建設業協会国際連盟（IFAWPCA）、欧州建設業連盟（FIEC）、中南米建設業連盟（FIIC）の3連盟の間で、世界建設業連盟（CICA）が発足しました。また、昭和56年2月ニュージーランドで開催された第7回運営委員会において米国総合建設業協会（AGCA）が正式に加盟しました。

CICAは、欧米先進国と共同して建設業の地位の向上をはかるとともに、建設業の広汎な国際協調を促進することを目的としており、当協会の国際活動における主導的役割が高く評価されている。

国際建設業グループ

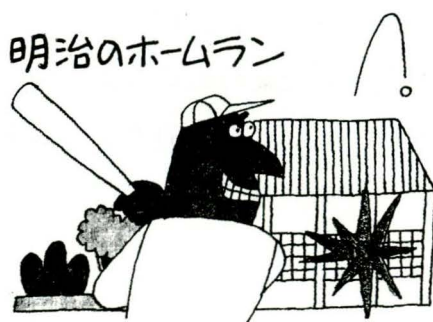
(International Contractors Group, ICG)

海外建設工事の多様化、大型化、地域の拡大にともなって、エスカレーション条項、保証制度、仲裁制度などについて、国際建設業者に共通の契約上の諸問題が生じてきました。この情勢を背景に、数年前から欧州国際建設業協会（EIC、在ロンドン）の呼びかけによって、国際建設業有志により数年前から「国際建設業者連絡会議」が開かれておりましたが、1981年、あらたに、欧米、日、韓などの建設業者により「国際建設業グループ（ICG）」が結成されました。

ICGは必要に応じて随時会合をもつほか世銀、アジア開銀、米州開発銀行などの国際金融機関とも話し合いをもつなどの活動をしており、当協会からも代表を派遣しております。

日韓建設協力協議会

日韓両国の建設業者が国際協力と技術協力を推進し、両国建設業者の親善と発展を図るため、昭和52年、当協会と大韓建設協会との間に日韓建設協力協議会が設立され、毎年、日本と韓国において交互に協議会を開催しています。国際協力分野では、第3国での共同受注方式やプラント建設における工事受注協力方式について協議が行われ、また、技術協力の分野では、技術視察団の相互交流、技術セミナーの開催、技術研修の実施など、着実な協力が進められている。



明治18年ごろ、東大予備門（後の一高）に山田文太郎という人がいた。当時なご随一の駒場の農学校グラウンドで、文太郎の打球は外野手の頭上をはるかに越えて、あるいは講堂まわりの柳を折れ、あるいは校舎の中へ飛び込む。以来、外野越えの大飛球には「文太郎」の名が付いた。

1983年NWC勧告についての調査結果表

シンガポール日本商工会議所

I. 1983年NWC勧告の実施状況

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. 勧告を下 回って 実 施	b. 勧告の範 囲内で 実 施	c. 勧告を 上回って 実 施	d. 交渉中 その他
製 業	95 (100.0)	9 (9.5)	65 (68.4)	16 (16.8)	5 (5.3)
商 業	44 (100.0)	3 (6.8)	16 (36.4)	19 (43.2)	6 (13.6)
建設・エン 지니어リング	28 (100.0)		13 (46.4)	8 (28.6)	7 (25.0)
金 融 業 保 険	19 (100.0)		8 (42.1)	8 (42.1)	3 (15.8)
運 輸 業 通 信	5 (100.0)		3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
流 通 業 サ ー ビ ス	10 (100.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
合 計	201 (100.0)	13 (6.5)	109 (54.2)	56 (27.9)	23 (11.4)

II.1. 1983年 NWC 勧告の妥当な賃上げ率

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. 4 % 未 満	b. 4 % 5 %	c. 5 % 6 %	d. 6 % 7 %	e. 7 % 8 %	f. 8 % 10 %	g. 10 % 15 %
製 造 業	89 (100.0)	8 (9.0)	35 (39.3)	16 (18.0)	14 (15.7)	8 (9.0)	8 (9.0)	
商 業	40 (100.0)	2 (5.0)	15 (37.5)	6 (15.0)	6 (15.0)	7 (17.5)	4 (10.0)	
建設・エン 지니어リング	24 (100.0)	1 (4.2)	8 (33.3)	6 (25.0)	4 (16.7)	3 (12.5)	1 (4.2)	1 (4.2)
金 融 業 保 険	17 (100.0)		7 (41.2)	3 (17.7)	1 (5.9)	1 (5.9)	4 (23.5)	1 (5.9)
運 輸 業 通 信	5 (100.0)		2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)		1 (20.0)	
流 通 業 サ ー ビ ス	8 (100.0)	1 (12.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	2 (25.0)			
合 計	183 (100.0)	12 (6.6)	71 (38.8)	33 (18.0)	28 (15.3)	19 (10.4)	18 (9.8)	2 (1.1)

II.2. 1983年 NWC 勧告の表示方法

業 種 \ 項 目	有 効 回 答 数	a. 「額」 のみ	b. 「率」 のみ	c. 「額」 + 「率」	d. その他
製 造 業	92 (100.0)	5 (5.4)	34 (37.0)	51 (55.4)	2 (2.2)
商 業	44 (100.0)	8 (18.2)	22 (50.0)	12 (27.3)	2 (4.5)
建 設・エ ン ジ ニ ア リ ン グ	28 (100.0)	4 (14.3)	18 (64.3)	4 (14.3)	2 (7.1)
金 融 業 保 険	18 (100.0)	2 (11.1)	7 (38.9)	8 (44.4)	1 (5.6)
運 輸 業 通 信	6 (100.0)			6 (100.0)	
流 通 業 サ ー ビ ス	8 (100.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)	
合 計	196 (100.0)	20 (10.2)	84 (42.9)	85 (43.4)	7 (3.6)

II.3. 業種別ガイドラインの設定についてどう判断されますか

業 種 \ 項 目	有 効 回 答 数	a. 業種別ガイドラインの設定に賛成	b. 業種別ガイドラインは現状通りで良い	c. 業種別ガイドラインの設定に反対	d. その他
製 造 業	92 (100.0)	30 (32.6)	46 (50.0)	10 (10.9)	6 (6.5)
商 業	44 (100.0)	22 (50.0)	13 (29.6)	6 (13.6)	3 (6.8)
建 設・エ ン ジ ニ ア リ ン グ	28 (100.0)	12 (42.9)	9 (32.1)	5 (17.9)	2 (7.1)
金 融 業 保 険	18 (100.0)	7 (38.9)	7 (38.9)	2 (11.1)	2 (11.1)
運 輸 業 通 信	6 (100.0)		5 (83.3)		1 (16.7)
流 通 業 サ ー ビ ス	8 (100.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	
合 計	196 (100.0)	75 (38.3)	83 (42.4)	24 (12.2)	14 (7.1)

III.1. 1982年の業績（実績）

項目 業種	有効 回答数	非常に a. 好調	b. 好調	例年 c. 通り	d. 不振	非常に e. 不振	備考
							$D.I. = \frac{(a+b)\% - (d+e)\%}{2}$
製造業	89 (100.0)	2 (2.3)	7 (7.9)	22 (24.7)	43 (48.3)	15 (16.9)	△ 27.5
商業	44 (100.0)		6 (13.6)	17 (38.6)	18 (40.9)	3 (6.8)	△ 17.1
建設・エンジニアリング	27 (100.0)	1 (3.7)	5 (18.5)	9 (33.3)	8 (29.6)	4 (14.8)	△ 11.1
金融 保険業	16 (100.0)		3 (18.8)	11 (68.8)	1 (6.2)	1 (6.2)	3.2
運輸 通信業	7 (100.0)			2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)	△ 35.7
流通 サービス業	8 (100.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	△ 6.3
合計	191 (100.0)	4 (2.1)	22 (11.5)	64 (33.5)	76 (39.8)	25 (13.1)	△ 19.7

III.2. 1982年1月以降不況対策の実施の有無

項目 業種	有効 回答数	すでに a. 実施	b. 実施 予定	c. 実施 せず	d. その他
製造業	88 (100.0)	41 (46.6)	2 (2.3)	38 (43.2)	7 (8.0)
商業	43 (100.0)	8 (18.6)	1 (2.3)	32 (74.4)	2 (4.7)
建設・エンジニアリング	28 (100.0)	5 (17.9)	3 (10.7)	17 (60.7)	3 (10.7)
金融 保険業	16 (100.0)			13 (81.3)	3 (18.8)
運輸 通信業	7 (100.0)	3 (42.9)		4 (57.1)	
流通 サービス業	7 (100.0)	1 (14.3)	1 (14.3)	5 (71.4)	
合計	189 (100.0)	58 (30.7)	7 (3.7)	109 (57.7)	15 (7.9)

III 3. 1983年の業績見通し

業種 \ 項目	有効 回答数	非常に a. 良 い	b. 良 い	c. 普 通	d. 悪 い	非常に e. 悪 い	備 考 $D.I. = \frac{(a+b)\% - (d+e)\%}{2}$
製 造 業	85 (100.0)	2 (2.4)	6 (7.1)	32 (37.6)	32 (37.6)	13 (15.3)	△ 21.7
商 業	44 (100.0)		5 (11.4)	19 (43.2)	17 (38.6)	3 (6.8)	△ 17.0
建設・エンジニアリング	28 (100.0)		2 (7.1)	8 (28.6)	16 (57.1)	2 (7.1)	△ 28.6
金融業 金 保 險	16 (100.0)		3 (18.8)	9 (56.3)	4 (25.0)		△ 3.1
運輸業 運 通 信	7 (100.0)			2 (28.6)	3 (42.9)	2 (28.6)	△ 35.8
流通業 流 サービス業	8 (100.0)		2 (25.0)	3 (37.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	△ 6.3
合 計	188 (100.0)	2 (1.1)	18 (9.6)	73 (38.8)	74 (39.4)	21 (11.2)	△ 20.0



理 事 会 の 動 き

第 163 回 1983 年 2 月 8 日 (火) 午後 12 時 30 分～

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審議事項

(1) 1983 年 NWC 勧告について

NWC から本所に意見照会のあった今年の NWC 勧告について、意見交換を行った後、審議の結果本所意見(案)を経営研究委員会で取りまとめることになった。

(2) 慰霊祭への参加

中華総商会より招待があった 2 月 15 日に開催される慰霊祭へは、従来通り、本所並びに日本人会の代表が参加することになった。

(3) NTUC からの依頼

NTUC から本所に協力依頼のあった政労使一体のセミナー開催については、これに応じることとした。

(4) 川崎事務局長の昇給措置及び西田(新)事務局長の給与等

大山総務担当理事より、川崎事務局長の昇給並びに西田(新)事務局長の給与等が提案され、審議の結果原案通り承認された。

3. 報告事項

(1) 古新居理事・経済協力貢献者表彰を受賞

古新居理事より、昭和 57 年度経済協力貢献者表彰が 1 月 26 日(水)通商産業省大臣室で挙行された旨報告があった。

(2) SINGAPORE LABOUR FOUNDATION (SLF) からの依頼

SINGAPORE LABOUR FOUNDATION から本所に連絡のあった SLF EDUCATIONAL TOUR AWARD については、その趣旨に鑑み会員に周知することが報告された。

(3) 部会、委員会、懇談会等開催報告

次の通り部会、委員会、懇談会等の開催報告が行われた。

① 部 会

○ 1 月 1 4 日 (金) …………… 貿易部会

○ 1 月 1 5 日 (土) …………… 第一工業部会

② 委 員 会

○ 1 月 2 0 日 (木) …………… 経営研究委員会

○ 1 月 2 1 日 (金) …………… 広報委員会

○ 2 月 7 日 (月) …………… 広報委員会

③ 懇 談 会 等

○ 1 月 1 5 日 (土) …………… シンガポール国際商業会議所

(SICC) との懇親会

○ 2 月 3 日 (木) …………… 運営担当理事会議

○ 2 月 4 日 (金) …………… 通産省派遣「タイ・シンガポール
投資環境調査団」との午さん懇談会

4. 会 計 報 告

吉永財務委員より、1983年1月分の会計報告があり異議なく承認された。

5. 入 ・ 退 会

下記(2件)の入会申込について審議の結果、次の通り決定した。

** CENTURY GREYHOUND LEASING & FINANCIAL CORPORATION “ C ”

** THE GENERAL LEASE (S) PTE. LTD. …………… “ C ”

2 月—3 月の主な経済記事

- 2 月 17 日 ○ 昨年シンガポールの造船所で進水した船舶は 344 隻、
29 万 8363 総トンとなり、前年に比べて隻数で 89
隻（20%）、総登録トン数で 6 万 3981 トン（18
%）減少した。しかし、これらの船舶の金額は総額 18
億 5300 万 S ドルと史上最高に達し、前年の 15 億
4000 万 S ドルに比べ 20 増収となった。
- 28 日 ○ 世界経済の低迷する中でシンガポールの港湾活動は昨年
も引続き順調に成長をとげた。入港船数は前年比 6.98
%（1823 隻）増加し、総数 2 万 7957 隻にのぼつ
た。また、シンガポールの港湾が今年もコンピューター
の導入や自動化・機械化により、その貨物処理能力を一
層高めるため、今年の入港船数及び貨物処理量もさらに
増加すると予想している。
- 3 月 2 日 ○ 通産省は価格カルテル防止法案を準備しており、今年後
半に国会に提出する予定である。政府筋によると、同法
案は業界団体や企業・個人がカルテルを組んで価格設定
を行なうのを防止し、健全な市場競争を促すことを目的
としており違反者には罰金だけでなく禁固刑も科すこと
になる見通しである。この法律が施行されれば、小売業
者が業界団体から一定の小売価格を押しつけられること
もなくなる。
- 2 日 ○ 欧米経済の衰退により国際貿易及び海運活動が収縮した
為、シンガポールの造船リグ建造業界も昨年大きな影響
を被つた。業界全体の総収入は前年比 24 億 S ドル減少
した。昨年、造船業部門は合計 320 隻（22 万トン）

の新造船を進水させている。

3日 ○通産省出版の“1982経済検討報告書によると、昨年度の税収総額は90億Sドルで、26%増加したが一昨年の30%増と比べれば幾分下回つてしました。昨年度の税収増加は主に所得税の増加によるもので、次いで、土地売却により政府が得た利息、割増配当金、及び産業税の増加となつている。連続2年間急増していた所得税も、昨年からの伸びを衰えさせており、昨年の増加率はわずか23%で、総額32億Sドルにとどまつた。

3日 ○トニー・タン通産相は4日国会に提出された1983年度、シンガポール政府予算案は歳入・歳出規模146億7110万Sドルに達し、82年度に比べ22億8120万Sドル、18.4%の大きな伸びを示している。この伸び率も79年度から82年度までの4年間の平均伸び率25.3%に比べると、かなりの低下である。通産相は予算演説で、数々の税制改革案を発表したか、中でも注目されるのは金融センターとしてのシンガポールの発展を促すオフショア・ロン・シンジケーション業務の所得税免除と小切手類の印税撤廃、また、経済高度化を目指す政府はコンピューター及びオフィス・オートメーション機器の減価償却を加速し、初年度に全額償却できるように改めた。歳出予算のうち経常歳出は68億8250万Sドル(46.9%)で前年度比13億4210万Sドル、24.2%増、開発歳出は77億8860万Sドル(53.1%)と前年度比9億3910万Sドル、13.7%の増加になつている。1983年度税制改革の要点は次の通り
(1)タバコ税の引き上げ (2)酒税の引き上げ (3)カー・レンタル税控除の削減 (4)石油精製品への物品税導入 (5)ローン・シンジケーション収入の免税 (6)小切手の印紙

税撤廃 (7)オフィス・オートメ機器の加速減価償却 (8) 高齢者の所得税控除、(9)勤労女性に対する第3子供養控除、(10)印税収入への減税。

- 8日 ○シンガポールの対マレーシア投資がここ数年大幅に減少している。マレーシアに投資する海外諸国中の順位も1980年には第1位であつたが、昨年は第11位に後退した。統計によりますと80年にマレーシアの承認を得たシンガポールの対マレーシア投資額は5676Mドルにのぼつたが、81年には4258万Mドル(74件)に、82年にはわずか943万Mドル(51件)に減少した。最近は多くの日本企業が対マレーシアの投資を活発化し、重工業部門に対する大型投資も多数行つている。為日本は今日マレーシアに対する最大の投資国になつている。日本の対マレーシア投資額は1980年の3260万Mドルから1981年の6910万Mドル、1982年の1億3980万Mドルへと拡大の一途をたどつている。

廣 報 欄

** NEWMEMBERSHIP (8th March 1983)

- | | |
|---|---|
| <p>* YAMASHITA-SHINNIHON STEAMSHIP CO LTD
Mr. S. Miura (General Manager)
20 McCallum Street #10-04/05
Asia Chambers
Singapore 0106
Tel:2240564, 2212422</p> | <p>* ALPS ELECTRIC CO LTD
Mr. H. Goto (Representative)
45 Kallang Pudding Road
#02-04 ALPHA Building
Singapore 1334
Tel: 7460012, 7471922</p> |
| <p>** ADDRESS RENUMBERING</p> | <p>* ARTHUR YOUNG & CO
Mr. Y. Katsuki
26th Storey, UIC Building
5 Shenton Way
Singapore 0106
Tel:2201135</p> |
| <p>* AOKI CONSTRUCTION CO LTD
LKN Building
135 Cecil Street #08-02
Singapore 0106</p> | |
| <p>* SINGAPORE NOMURA MERCHANT BANKING LTD
6 Shenton Way #37-02
DBS Building
Singapore 0106</p> | |
| <p>* THE SANWA BANK LTD
50 Raffles Place #25-01
Shell Tower
Singapore 0104</p> | |
| <p>* EBARA CORPORATION
7500A Beach Road #07-318/319
The Plaza
Singapore 0719</p> | |
| <p>* KOA DENKO (S) PTE LTD
6001 Beach Road #11-09
Golden Mile Tower
Singapore 0719</p> | |
| <p>* Toray Industries (Asia) Pte Ltd
10 Anson Road #14-08
International Plaza
Singapore 0207</p> | |
| <p>* NITTETSU SHOJI CO LTD
24 Raffles Place #26-04B
Clifford Centre
Singapore 0104</p> | |

- * NISSAN CONSTRUCTION CO LTD
Robina House
1 Shenton Way #15-03/04
Singapore 0106
- * NAC SINGAPORE (PTE) LTD
75 Ayer Rajah Crescent #01-04 & #03-04
Singapore 0513
- * KOBE STEEL LTD
#22-02 DBS Building
6 Shenton Way
Singapore 0106
- * NICHIMEN CORPORATION
16 Raffles Quay #16-01
Hong Leong Building
Singapore 0104
- * OKAYA SINGAPORE PTE LTD
7500A Beach Road #08-324
The Plaza
Singapore 0719
- * NITTO DENKO (SINGAPORE) PTE LTD
315 Outram Road #05-02
Tan Boon Liat Building
Singapore 0316
- * MITSUBISHI ELECTRIC SINGAPORE PTE LTD
Marina House
70 Shenton Way #03-03
Singapore 0207
- * TAKASAGO THERMAL ENGINEERING CO LTD
Manhattan House
151 Chin Swee Road #02-13/14
Singapore 0316
- * TOMY (SINGAPORE) PTE LTD
28 Kallang Place #05-12
Singapore 1233
- * DAIEI PAPERS LTD
24 Peck Seah Street #07-11
Nehsons Building
Singapore 0207

- * SUMIDA ELECTRIC (S) PTE LTD
Block 15,
996 Bendemeer Road #04-05 to 07
Singapore 1233
- * SHIMIZU CONSTRUCTION CO LTD
10 Anson Road #12-14
International Plaza
Singapore 0207
- * SUMITOMO CONSTRUCTION CO LTD
101 Cecil Street #19-02
Tong Eng Building
Singapore 0106
- * KANTO DENKI KOJI CO LTD
10 Jalan Besar #06-03
Sim Lim Tower
Singapore 0820
- * MARUZEN OIL SINGAPORE PTE LTD
16 Raffles Quay #32-03
Hong Leong Building
Singapore 0104
- * SANKO CO LTD
1 Colombo Court #05-03
Singapore 0617
- * KURIMOTO LTD
6 Shenton Way #26-01A
DBS Building
Singapore 0106
- * JIJI PRESS LTD
10 Anson Road #26-05
International Plaza
Singapore 0207
- * TAJIMA METALWORK (SINGAPORE) PTE LTD
24 Raffles Place #16-06
Clifford Centre
Singapore 0104
- * NISSEI DENKI PTE LTD
161 Kampong Ampat #01-02
OCK Industrial Building
Singapore 1336

* DAIDO KOGYO CO LTD
Shenton House
3 Shenton Way #12-05
Singapore 0106

* SEIWA SANGYO KAISHA LTD
Tong Eng Building
101 Cecil Street #23-04
Singapore 0106

* MITSUI O. S. K. LINES
24 Raffles Place #21-01/04A
Clifford Centre
Singapore 0104

* MITSUI CONSTRUCTION CO LTD
16 Raffles Quay #27-01B
Hong Leong Building
Singapore 0104

* NIPPON STEEL CORPORATION
16 Raffles Quay #40-03
Hong Leong Building
Singapore 0104

* TOMATSU AWOKI & CO
1 Colombo Court #07-20
Singapore 0617

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* DAIEI PAPERS LTD
From Mr. S. Nakai to Mr. T. Tomioka

* SUMIDA ELECTRIC (S) PTE LTD
From Mr. S. Yawata to Mr. Y. Abe

* ISHIHARA SANGYO KAISHA LTD
From Mr. Y. Kofukada to Mr. S. Kajihara

* YOKOGAWA ELECTRIC SINGAPORE PTE LTD
From Mr. M. Hayano to Mr. A. Watanabe

* MITSUBOSHI BELTING (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. N. Kasugai to Mr. M. Sakata

資料案内

国内一般

☆シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆民事法	S\$ 5
刑法(暫定規定法)	S\$10
☆公益事業法	S\$10
☆シンガポールの経済事情(1982年12月)	S\$10

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (改訂版).....(非会員)	S\$40
(会員)	S\$20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
☆シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
☆法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
☆シンガポールの租税	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法.....(会員)	S\$60
(非会員)	S\$70
法律第1号(共和国会社法改正)1970年	S\$ 5
法律第4号(共和国会社法改正)1974年	S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)	S\$ 5
☆法律16号(会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
☆金融業者法	S\$ 10
☆財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
☆ 1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
☆ 1971 年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆雇用法の手引き	S\$ 10
☆法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1982 年)	(会 員) S\$ 10
.....	(非会員) S\$ 20
月報 (各月号)	S\$ 8
☆国際比較統計要覧	S\$ 5
☆シンガポール共和国における日系進出企業現況一覧	S\$ 20

(☆新着資料)

編集後記

3月～4月にかけては日本の人事異動のシーズンであり、これに呼応して長年当地で活躍された方々がチャンギー空港を飛び立たれます。今年は3～5年のサイクルが合致したのか例年に比べても帰国される方が多い様に思われます。真黒にシンガポール焼けして無事大任を果され家族共々帰国される情景をチャンギ空港で見かけるにつけ、願わくは当地での生活が快適なものであり、再度シンガポールで過したという思い出を胸に秘められ帰国される方が多いことを祈ります。

「月報」の発刊も今年で第3回目。3月号の内容も紹介させていただきます。まず、我々在留邦人を含む「シンガポールの外国人消費者物価」をJOEAの杉野氏にご解説頂きました。最近年当地公表の消費者物価指数は著しく安定しておりますが、我々にとつての生活実感は杉野氏のレポートに近いものと思われます。

つぎに、最近脚光を浴びております「バタム島開発の状況」を、現地で調査されましたJETROの相馬氏よりご寄稿頂きました。

一方、昨年当地に事務所を開設された「海外建設協会設立の足跡とその活動」についてJETROの松井氏にご解説頂きました。

また、3月中旬から開始されます本年度のNWC勧告の審議と関連して、シンガポール日本商工会議所が実施いたしました「1983年NWC勧告についての調査結果」を各位の参考資料として掲載いたしております。

今月号の担当は、柳生（松下電器）、垣本（O. D. S. 長崎屋）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY

M. C. (P) No.  58 / 4 / 83

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.,
155, Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334, Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106